

## 騒音・振動の法規制と届出のしおり

### 1 規制対象施設

規制対象施設内で法律に定める次に掲げる施設を設置又は使用する工場や事業場が特定工場等として規制の対象になります。

#### 規制対象施設

施設名		特定施設	
		騒音規制法	振動規制法
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る	—
	製管機械	すべてのもの	—
	ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る
	ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く	—
	タンブラー	すべてのもの	—
	切断機	といしを用いるものに限る	—
	空気圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る
	送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る	—
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る
	織機	原動機を用いるものに限る	原動機を用いるものに限る

施設名		特定施設	
		騒音規制法	振動規制法
建設用資材製造機械	コンクリートプラント（気ほ うコンクリートプラントを除 く）	混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以 上のものに限る	—
	コンクリートブロックマシン	—	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る
	コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	—	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る
穀物用製粉機（ロール式のものに限 る）		原動機の定格出力が 7.5kW 以 上のものに限る	—
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る	原動機の定格出力が 2.2kW 以 上のものに限る
	碎木機	すべてのもの	—
	製材用帯のこ盤 丸のこ盤	原動機の定格出力が 15kW 以 上のもの	—
	木工用帯のこ盤 丸のこ盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る	—
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る	—
抄紙機		すべてのもの	—
印刷機械（原動機を用いるものに限 る）		すべてのもの	原動機の定格出力が 2.2kW 以 上のものに限る
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	すべてのもの
鋳造型機（ジョルト式のものに限 る）		すべてのもの	すべてのもの

## 2 規制対象地域

騒音や振動の特定工場として規制の対象となる地域は、坂井市では、都市計画法に定める用途地域により、次のとおり分けられております。

### 規制対象区域

騒音規制法の騒音規制区域	振動規制法の振動規制区域	都市計画法の用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域		工業地域
除外	除外	工業地域専用地域

### 3 設置等の届出

特定施設を設置したり、届出後数や種類に変更が生じた場合等は、届出をしなければなりません。届出にかかる諸手続きは、次に示すとおりです。

※届出書の提出部数は正副2部です。

#### 届出一覧

届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類
特定施設の設置の届出	設置工事開始の30日前まで	特定施設設置届出書 (様式第1)	①特定施設の配置図 ②特定工場等及びその付近の見取図 ③騒音(振動)の防止方法を示す書類 ④その他参考資料 ・特定施設の構造図(かたが等、騒音(振動)値等能力のわかるもの) ・敷地境界線上における騒音(振動)予測値の計算書(必要に応じて)
使用届出 (経過措置に伴う届出)	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	特定施設使用届出書 (様式第2)	
特定施設の数の変更の届出	変更にかかる工事開始の日の30日前まで	・(騒音)特定施設の種類ごとの数変更届出書 ・(振動)特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法変更届出書 (様式第3)	
騒音(振動)防止の方法の変更の届出	変更にかかる工事開始の日の30日前まで	騒音(振動)の防止の方法変更届出書 (様式第4)	不要
氏名の変更等の届出	変更の日から30日以内	氏名等変更届出書 (様式第6)	不要
特定施設等すべての使用の廃止の届出	使用廃止の日から30日以内	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	不要
承継の届出	承継の日から30日以内	承継届出書 (様式第8)	不要

#### 4 規制基準

特定工場等から発生する騒音や振動については、規制基準が定められております。この規制基準は、特定施設から発生する騒音だけが対象ではなく、これら特定施設等を有する工場、事業所全体から発生する騒音が規制の対象となります。

特定工場等の敷地境界における規制基準は、区域別、時間帯別に次のとおり定められております。

規制基準 (単位 dB)

騒音					振動		
区域	朝	昼間	夕	夜間	区域	昼間	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後7時	午後7時～ 午後10時	午後10時 ～翌日の 午前6時		午前6時～ 午後10時	午後10時～ 午前6時
第1種区域	45	50	40	40	第1種区域	60	55
第2種区域	50	60	50	45			
第3種区域	60	65	60	55	第2種区域	65	60
第4種区域	65	70	65	60			

※（騒音）第2種区域、第3種区域、および第4種区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表で定める値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

## 5 届出義務

次の場合は、坂井市長に届け出なければならない。

- ① 特定施設を設置しようとするとき
- ② すでに設置されている施設が、新たに特定施設に追加されたとき
- ③ 特定施設の種類、数量又は使用の方法を変更しようとするとき
- ④ 騒音・振動の防止の方法を変更しようとするとき
- ⑤ 特定工場等の名称や代表者の氏名等に変更があったとき
- ⑥ 特定施設のすべての使用を廃止したとき

### 《特定施設の数等の変更届を不要とする場合》

#### 【騒音規制法】

- ① 特定施設の種類ごとの数を減少する場合
- ② 特定施設の種類ごとの数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届出た数の2倍以内に増加する場合

	設置台数	延べ台数	必要な届出	備考
最初の届出	5	5	設置届出（基礎数5）	
第1次増設	5	10	届出不要	基礎数 $5 \times 2$ 倍 = 10 = 延べ数 10
第2次増設	1	11	数変更（基礎数 $5 \rightarrow 11$ ）	基礎数 $5 \times 2$ 倍 = 10 < 延べ数 11
第3次増設	10	21	届出不要	基礎数 $11 \times 2$ 倍 = 22 > 延べ数 21
第4次増設	2	23	数変更（基礎数 $11 \rightarrow 23$ ）	基礎数 $11 \times 2$ 倍 = 22 < 延べ数 23

※老朽化などによる特定施設の更新、大型化についても②の要件を満たす場合は、届出不要です。

注）従来設置していなかった種類の特定施設を設置する場合は、変更の届出が必要となります。

#### 【振動規制法】

- ① 特定施設の種類及び能力ごとの数を減少する場合。

注）既に届け出た台数以内の更新であっても、新たな能力の特定施設が設置される場合は、変更の届出が必要です。

## 6 報告及び検査

市長は、特定施設を設置する者に対し、特定施設の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定施設を設置する者の特定工場等の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができます。

## 7 罰則

特定工場等において発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しくそなわれると認めるときは、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は特定施設等の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができ（改善勧告）、更にその勧告を受けたものがその勧告に従わないで特定施設等を設置しているときは、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法の改善又は使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができます（改善命令）。

ただし、新たに指定地域となった日又は特定施設となった日から3年間（振動における鍛造機は4年間）は命令の適用は猶予されます。

### ●改善命令に違反した場合

騒音・振動規制法により懲役又は罰金となります。

### ●前項6の報告をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

騒音・振動規制法により罰金となります。